（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条　新規則附則第六条第十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十九項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　新規則附則第六条第二十項の規定は、平成二十二年度以後の年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課する平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度から平成二十一年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧規則附則第六条第三十二項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新規則附則第六条第二十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新規則附則第六条第二十九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第四十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新規則附則第六条第四十九項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第六十七項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新規則附則第六条第六十四項及び第六十五項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第八十四項及び第八十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新規則附則第六条第七十項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第九十一項において準用する同条第九十項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第六条　平成二十二年改正法附則第十二条第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2　平成二十二年改正法附則第十二条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　平成二十二年改正法附則第十二条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ地方税法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成二十二年改正法附則第十二条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改める。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十六条の五第四項（」の下に、「第七十四条の十一第二項及び」を加え、「、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十三項、第四十五項及び第四十六項」を「、第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項」に、「第四項、第五項及び第二十四項」を「第四項及び第十九項」に、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」を「第五十三条第二十一項」に、「第五十三条第二十七項及び第二十八項」を「第五十三条第二十二項及び第二十三項」に、「第五十三条第三十八項」に、「第五十三条第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に、「第七十二条の二十五第六項及び第七十二条の二十八第二項」を「第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に、「第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項」を「第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に、「第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項」を「第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に、「第七十二条の二十九第一項及び第四項」を「第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項」に改め、「、第七十二条の三十一第一項及び第三項」を削り、「、第五項、第二十四項から第二十八項まで及び第三十九項」を「、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十項」に、「第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで及び第三十九項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項」に改め、「第三百四十九条の四第六項及び第八項」の下に、「並びに第三百五十四条の二」を加え、「附則第五条の四第三項及び第八項、」の下に、「（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、」を加え、「第二十九条（これらの規定を第一条第二項」を「第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項」に改める。

別表地方税法施行令の項中「及び第二十九条第一項」を削り、「、第十二条の二第二十八項」を「、第十二条の二第十六項」に改める。